特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項後段の規定により公告する。

令和８年２月26日

あわら市長　森　之嗣

1　当該建築物の所在
あわら市次郎丸13―７

2　所有者等が行うべき措置の内容
当該建築物の除却

3　措置の期限
令和８年３月16日
期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を講じることとする。

4　あわら市役所掲示場への掲示
この公告の内容の詳細については、あわら市公告式条例第２条第２項に規定するあわら市役所掲示場において掲示する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　七十七頁（号外第一四六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十六頁（号外第二三〇号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十六日
掲載頁　五十二頁（号外第二三〇号）

令和八年二月二十六日
東京都港区港南二丁目一六番一号
（甲）大東バイオエナジー株式会社
代表取締役　大久保孝洋
東京都港区港南二丁目一六番一号
（乙）株式会社一戸フォレストパワー
代表取締役　大久保孝洋
東京都港区港南二丁目一六番一号
（丙）株式会社一戸森林資源
代表取締役　大久保孝洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.siac.co.jp/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　八十八頁（号外第二十九号）
令和八年二月二十六日
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（甲）株式会社ＳＩ＆Ｃ
代表取締役　岩澤　俊典
長野県松本市深志一丁目二番二号
（乙）株式会社サイビス
代表取締役　信國　泰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十二日
掲載頁　一二〇頁（号外第三十号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月九日
掲載頁　九十頁（号外第二六九号）

令和八年二月二十六日
東京都港区赤坂二丁目二三番一号
（甲）株式会社ＭＢＳ
代表取締役　堀口　新
東京都港区赤坂二丁目二三番一号
（乙）株式会社あらた
代表取締役　堀口　新

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十五日
掲載頁　二頁
（乙）https://www.tecnos.co.jp/
令和八年二月二十六日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
（甲）シー・シックス・エイト株式会社
代表取締役　野呂瀬和樹
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（乙）株式会社テクノスジャパン
代表取締役　吉岡　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.t-gaia.co.jp/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　七十四頁（号外第一四三号）
令和八年二月二十六日
東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号
（甲）株式会社ティーガイア
代表取締役　石田　將人
東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号
（乙）株式会社ＴＧファーム
代表取締役　大津　陽一